富士見市私道等寄附採納要綱

富士見市私道寄附採納要綱(昭和56年告示第86号)の全部を改正する。 (趣旨)

第1条 この要綱は、私道等の寄附採納に係る受入基準及び手続に関し必要な事項を 定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定 めるところによる。
 - (1) 私道 個人又は法人が所有する土地であり、かつ、現に一般交通の用に供し、 又は供する目的をもって公道に接続して設置されたものをいう。
 - (2) 公道 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により供用の開始の公示がされた道路、その他の市が維持管理を行う道路をいう。
 - (3) 建築行為 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定により建築主事等の確認を受けなければならない建築又は法第18条第2項の規定により計画を通知しなければならない建築をいう。
 - (4) 後退用地等 公道に接続する用地のうち、次のいずれかに該当するものをいう。 ア 法第42条第2項の規定により道路の境界線とみなし、後退した用地
 - イ 道路が平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所の角地を道路の 一部として供するすみ切りの用地
 - ウ 地区計画(都市計画法(昭和43年法律第100号)第12条の4の規定 により定められた地区計画をいう。)において定められた地区施設道路境界線 までの用地
 - エ 市が指導する任意の道路後退部分であって、市と土地所有者との間で協議 が整った用地
 - (5) 一括採納道路 法第42条第1項若しくは第2項に該当する私道又は市長が 必要と認める私道であって、町会、自治会などの住民自治組織から一括して寄附 の申出がされたものをいう。
 - (6) 道水路改良拡幅部分 市が所有し、又は管理する道路、河川及び堤等を市が行う改良及び拡幅に伴い土地の所有者との間で協議が完了した用地をいう。

- (7) 位置指定道路 法第42条第1項第5号又は埼玉県建築基準法施行条例(昭和35年埼玉県条例第37号)の規定により築造された道路をいう。
- (8) その他用地 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 送電線路の設置等を目的とした地役権が設定されている用地
 - イ その他市長が特に必要と認める用地

(適用の範囲)

- 第3条 この要綱は、次に揚げるものの寄附採納について適用する。
 - (1) 一括採納道路
 - (2) 道水路改良拡幅部分
 - (3) 後退用地等
 - (4) 位置指定道路
 - (5) その他用地

(寄附受入基準)

- 第4条 私道等の寄附を受け入れる基準は、次のとおりとする。
 - (1) 一括採納道路
 - ア 寄附を受け入れる用地の土地所有者及び利害関係人全員の同意を得ていること。
 - イ 寄附を受け入れる用地は、境界杭等により道路の境界が明確であり、かつ、 登記簿上分筆されていること。
 - ウ 寄附を受け入れる用地は、抵当権等の所有権以外の権利が設定されていない こと。
 - エ 寄附を受け入れる用地には、建築物、工作物、樹木、電柱等の障害物がなく、 道路用地としての管理に支障がない状態であること。
 - オ 寄附を受け入れる用地が法第42条第2項に規定する道路である場合には、 同項に定める建築行為があったときに、同項に適合する道路後退が行われてい ること。
 - カ 寄附を受け入れる用地は、所有権に係る移転登記を速やかに行うことができ る権利の状況となっていること。
 - (2) 道水路改良拡幅部分
 - ア 寄附を受け入れる用地は、境界杭等により道水路の境界が明確であり、かつ、 登記簿上分筆されていること。

- イ 寄附を受け入れる用地は、抵当権等の所有権以外の権利が設定されていない こと。
- ウ 寄附を受け入れる用地には、建築物、工作物、樹木、電柱等の障害物がなく、 道水路用地としての管理に支障がない状態であること。
- エ 寄附を受け入れる用地は、所有権に係る移転登記を速やかに行うことができ る権利の状況となっていること。

(3) 後退用地等

- ア 寄附を受け入れる用地は、境界杭等により道路の境界が明確であり、かつ、 登記簿上分筆されていること。
- イ 寄附を受け入れる用地は、抵当権等の所有権以外の権利が設定されていない こと。
- ウ 寄附を受け入れる用地には、建築物、工作物、樹木、電柱等の障害物がなく、 当該用地の高さと既存の道路の高さが概ね同じであり、道路用地としての管理 に支障がない状態であること。
- エ 寄附を受け入れる用地は、登記簿上分筆される前の面積が500平方メートル未満であること。
- オ 寄附を受け入れる用地は、所有権に係る移転登記を速やかに行うことができ る権利の状況となっていること。

(4) 位置指定道路

- ア 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第144条の4の規定に基づき道路が築造されていること。
- イ 寄附を受け入れる用地の路面は、市長の指示する舗装(路盤を含む。)を有 し、かつ、雨水等を有効に排除する自然流下による側溝、排水管、集水ますそ の他の適正な排水施設を設置し、流末処理が行われていること。
- ウ 寄附を受け入れる用地は、境界杭等により道路の境界が明確であり、かつ、 登記簿上分筆されていること。
- エ 寄附を受け入れる用地は、抵当権等の所有権以外の権利が設定されていない こと。
- オ 寄附を受け入れる用地には、建築物、工作物、樹木、電柱等の障害物がなく、 道路用地としての管理に支障がない状態であること。

- カ 寄附を受け入れる用地は、所有権に係る移転登記を速やかに行うことができ る権利の状況となっていること。
- (5) その他用地
- ア 寄附を受け入れる用地は、市と協議が整っていること。
- イ 寄附を受け入れる用地は、抵当権等の所有権以外の権利が設定されていない こと。
- ウ 寄附を受け入れることにより他の法令に抵触しないこと。
- (一括採納道路の寄附の申出手続)
- 第5条 一括採納道路の寄附を申し出ようとする者は、私道寄附一括採納要望書(様式第1号)に案内図及び公図を添付して市長に提出しなければならない。
- 2 市長は前項の要望書が提出されたときは、私道寄附一括採納の要望に対する回答 書(様式第2号)により当該申出者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により寄附を受ける旨の通知を受けた申出者は、私道寄附一括採納申 出書(様式第3号)に印鑑登録証明書及び登記原因証明情報兼土地登記承諾書を添 付して市長に提出しなければならない。

(道水路改良拡幅部分の寄附の申出手続)

- 第6条 道水路改良拡幅部分の寄附を申し出ようとする者は、私道寄附採納申出書 (様式第4号) に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 土地所有者の印鑑登録証明書(法人の場合にあっては、資格証明書)
 - (2) 土地所有者の登記原因証明情報兼土地登記承諾書
 - (3) 全部事項証明書
 - (4) 案内図
 - (5) 公図の写し

(後退用地等の寄附の申出手続)

- 第7条 後退用地等の寄附を申し出ようとする者は、私道寄附採納申出書(様式第4号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 土地所有者の印鑑登録証明書(法人の場合にあっては、資格証明書)
 - (2) 土地所有者の登記原因証明情報兼土地登記承諾書
 - (3) 全部事項証明書
 - (4) 案内図
 - (5) 公図の写し

- (6) 地積測量図の写し
- (7) 実測図
- (8) 建築確認済証の写し

(位置指定道路の寄附の申出手続)

- 第8条 位置指定道路の寄附を申し出ようとする者は、私道寄附採納申出書(様式第4号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 土地所有者の印鑑登録証明書(法人の場合にあっては、資格証明書)
 - (2) 土地所有者の登記原因証明情報兼土地登記承諾書
 - (3) 全部事項証明書
 - (4) 案内図
 - (5) 公図の写し
 - (6) 地積測量図の写し
 - (7) 実測図
 - (8) 位置指定道路図の写し

(その他用地の寄附の申出手続)

- 第9条 その他用地の寄附を申し出ようとする者は、私道寄附採納申出書(様式第4号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 土地所有者の印鑑登録証明書(法人の場合にあっては、資格証明書)
 - (2) 土地所有者の登記原因証明情報兼土地登記承諾書
 - (3) 全部事項証明書
 - (4) 案内図
 - (5) 公図の写し
 - (6) 地積測量図の写し
 - (7) 実測図

(登記手続)

第10条 市長は、第5条第3項及び第6条から前条までの規定による申出書が提出 されたときは、寄付の受入れに伴う所有権に係る移転登記を行うものとする。

(寄附受入通知)

第11条 市は、所有権に係る移転登記が完了したときには、寄附受入通知書(様式 第5号)により当該申出者に通知するものとする。 (寄附受入用地の管理)

第12条 市は、私道等の寄附を受け入れた後、当分の間、寄附を受け入れたときと 同様の形態で管理することができるものとする。

(寄附受入用地の整備)

第13条 市は、私道等の寄附を受け入れた用地を、必要に応じて、計画的に整備するものとする。

(適用の除外区域)

第14条 この要綱は、富士見市開発行為等指導要綱(平成30年告示第98号)に 基づく事前協議をした区域には適用しない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の富士見市私道寄附採納要綱の規定は、この告示の施行の 日(以下「施行日」という。)以後にされた寄附採納について適用し、施行日前に された寄附採納については、なお従前の例による。

(富士見市開発行為等指導要綱の一部改正)

3 富士見市開発行為等指導要綱 (平成30年告示第98号) の一部を次のように改 正する。

第5条第1号中「富士見市私道寄附採納要綱(昭和56年告示第86号)」を「富士見市私道寄附採納要綱(平成31年告示第75号)に改める。

(私道に対する公共下水道整備事務取扱要綱の一部改正)

4 私道に対する公共下水道整備事務取扱要綱(平成4年告示第120号)の一部を 次のように改正する。

第3条第1号中「富士見市私道寄附採納要綱(昭和56年告示第86号)第3条 第1号」を「富士見市私道寄附採納要綱(平成31年告示第75号)第2条第5号」 に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の富士見市私道寄附採納要綱の規定は、この告示の施行の 日(以下「施行日」という。)以後に申出があった私道等の寄附採納について適用 し、施行日前に申出があった私道等の寄附採納については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際、この告示による改正前の富士見市私道寄附採納要綱に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

私道寄附一括採納要望書

年 月 日

(宛先) 富士見市長

代表者氏名 印電 話

関係者間の協議の結果、下記のとおり私道を寄附したいので、富士見市私道等寄 附採納要綱第5条第1号の規定により要望します。

記

		il i			
所 在	富	士見市	地内(別紙公図のとおり)		
氏	名	住	所	印	
L				I	

私道寄附一括採納の要望について(回答)

第 号年 月 日

一括採納代表者

様

富士見市長

年 月 日付けで要望のあった私道の採納については、富士見市私道 等寄附採納要綱第5条第2項の規定により下記のとおり回答します。

記

私道寄附一括採納申出書

年 月 日

(宛先) 富士見市長

代表者氏名 印電 話

富士見市私道等寄附採納要綱第5条第3項の規定により、下記のとおり私道の寄 附を申し出ます。

記

			μЦ				
所 在							
地番	地目	地積	住	所	持分	氏名	実印

私道寄附採納申出書

年 月 日

(宛先) 富士見市長

住 所

氏 名

印

下記の土地を道水路用地として寄附したいので、関係書類を添付して申し出ます。

記

大字・町	字・丁目	地 番	地目	地積	備考

□道水路改良拡幅部分	市道第	号線	• 水路第	号	改良	・拡幅	
□後退用地等							
□位置指定道路	建築基準	準法第4	2条第1項	第5号(年	月
		日					
		号指定、	幅員	メートル、	延長	メ	- }
		ル)					

□その他用地

寄附受入通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

富士見市長

印

年 月 日付けで申出のあった寄附については、別紙登記事項証明書の写しのとおり所有権移転登記が完了したので通知します。

記

1 所有権移転登記が完了した土地

大字・町	字・丁目	地番	地目	地積	備考

2 所有権移転が完了した年月日

年 月 日